No.１３

令和５年（９月）

第４回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第３１号	損害賠償の額の決定及び和解について	農業政策課	1
第３２号	損害賠償の額の決定及び和解について	公園緑地課	3
第３３号	損害賠償の額の決定及び和解について	環境政策課	5

報告第３１号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年６月２０日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

５７，９８１円

自動車修理費

２　損害賠償の相手方

○○市○○○○○○番地

○　○　○　○

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年２月２５日（土）午前１０時５０分頃、めぬま有機センター堆肥化棟内で、管理業務委託先の社員がフォークリフトを後退させていたところ、堆肥を積もうと後退していた相手方車両の左後部とフォークリフトのバケット部が接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第３２号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年６月２９日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、樹木剪定作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

７３，６３４円

自動車修理費

２　損害賠償の相手方

○○市○○○○○番地

○　○　○　○

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年４月１１日（火）午前９時５５分頃、公園緑地課職員が市道７０２７６号線において樹木の剪定作業を行っていたところ、走行中の相手方車両に剪定した樹木が落下し、相手方車両を損傷させた。



報告第３３号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年８月１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年９月４日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、倒木事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

１３４，２００円

防犯灯修繕費

２　損害賠償の相手方

○○市○○○○番地○

熊谷市○○自治会

会長　○　○　○　○

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年６月１１日（日）午後１時００分頃、ふるさと歩道千代休憩舎の敷地内に植生していた木が腐食により倒れ、相手方防犯灯を損傷させた。

